

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第1回）

氏 名 小 暮 紀 幸	所属庁・官職 仙台地方裁判所 判事補	派遣先 ドイツ ブレーメン
提 出 書 面 平成26年8月31日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年7月20日～8月31日） 同年7月20日 ミュンヘン到着 同年7月21日 カールス・デュースブルグ・セントラル（CDC）ミュンヘン校にて語学研修開始 同年8月29日 CDCでの語学研修終了 同年8月30日 ベルリン到着		
キーワード欄 ・語学研修 ・生活環境整備 ・受入受諾書簡		

平成26年8月31日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員
(ドイツ・ブレーメン)

仙台地方裁判所 判事補 小 暮 紀 幸

報告書簡 (第1回)

平成26年7月20日～8月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ミュンヘン到着

- 1 羽田空港からドバイを経由し、7月20日午後1時頃、ミュンヘンに到着致しました。 [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

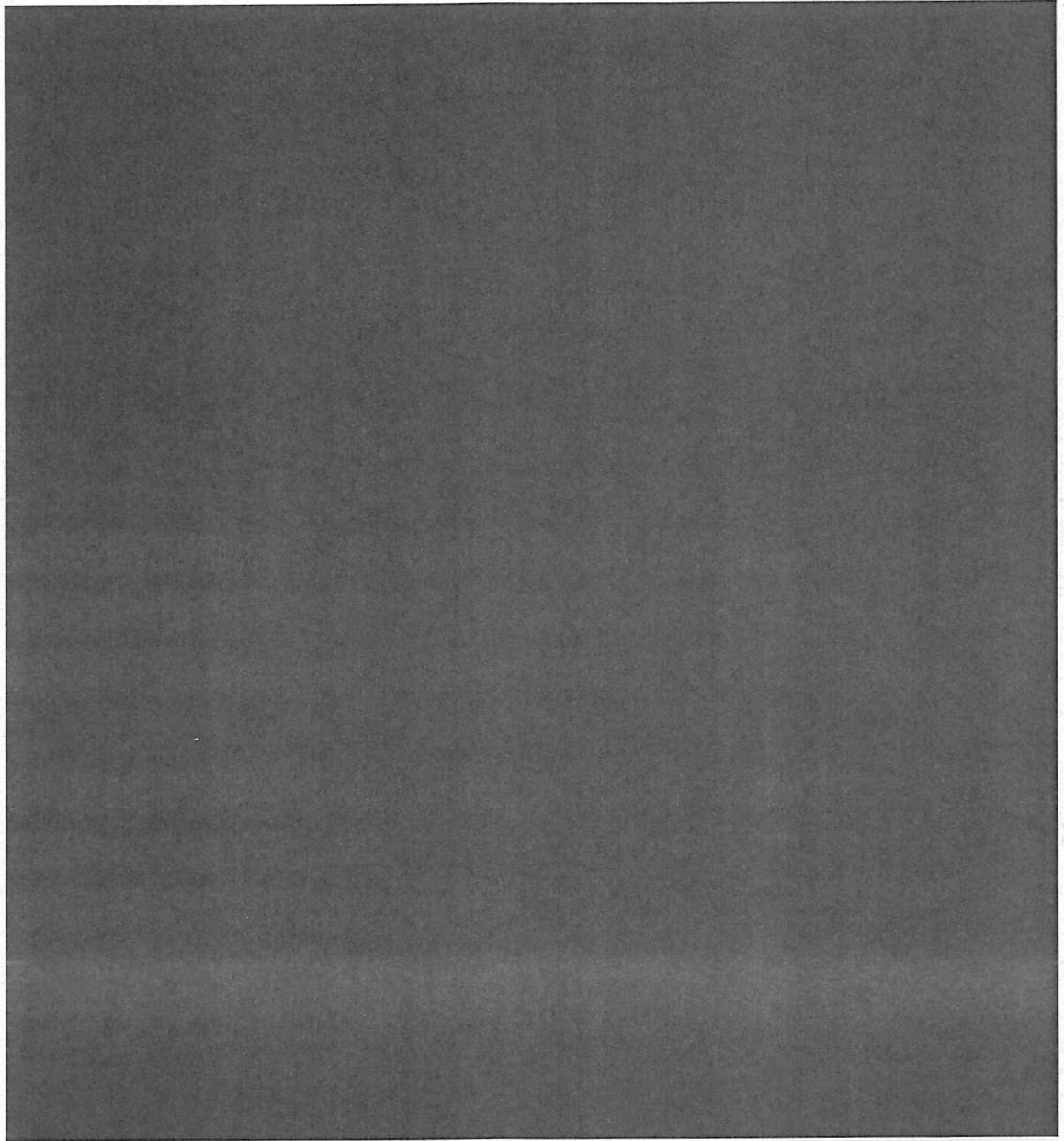
- 2 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

第二 語学研修開始

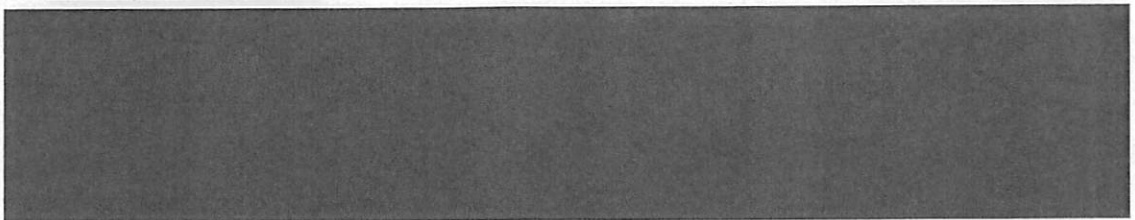
- 1 7月21日、カール・デュイスブルク・セントラル (CDC) ミュンヘン校にて語学研修が始まりました。
- 2 語学研修を受けた感想としては、過去のドイツ留学者の方々が報告されているのと同様、聴き取りと会話の点で他の難しさを感じております。ラジオ等の媒体でネイティブスピードに近いドイツ語を多聴したり、汎用性の高い表現を覚え、それを授業中に意識的に使用して練習したりしながら、課題の克服を目

指しております。

第三 生活環境整備



第四



第五 受入受諾書簡

8月1日、在独日本大使館の唐澤一等書記官より、ブレーメン州から發出された研究受入書簡の提供を受けました。今後は、ブレーメン州司法省とブレーメン高等裁判所の各担当者との間で、プログラムの詳細について相談をする予定です。

第六 その他

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第2回）

氏 名 小 暮 紀 幸	所属庁・官職 仙台地方裁判所 判事補	派遣先 ドイツ ブレーメン
提 出 書 面 平成26年9月30日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年9月1日～9月30日） 同年9月1日 F+U Academy of Languagesベルリン校にて語学研修開始 同年9月26日 F+U Academy of Languagesベルリン校での語学研修終了 同年9月27日 ハンブルク到着 同年9月29日 Goethe-Institutハンブルク校での語学研修開始 同年9月30日 仮滞在許可証取得		
キーワード欄 ・ 語学研修 ・ 仮滞在許可証取得 ・ 研究プログラムの調整		

平成26年9月30日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(ドイツ・ブレーメン)

仙台地方裁判所 判事補 小 暮 紀 幸

報告書簡(第2回)

平成26年9月1日～9月30日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ベルリンでの語学研修

9月1日から同月26日まで、F+U Academy of Languages ベルリン校(以下「F+U」といいます。)にて語学研修を受けました。ミュンヘンの語学学校の授業が、アットホームな雰囲気の中で、フリートークを交えながら行われていたのに対し、F+Uの授業は、くり返し課題が与えられ、頻繁に他の生徒の前で発表を行うという実践的な内容でした。また、個人レッスンを追加で申し込んだところ、口頭での表現の練習や、ドイツの法律用語といった、個人的なニーズに合わせた授業を行ってもらうことができました。学校によって授業内容が異なるのは当然ですが、授業の雰囲気の差はミュンヘンとベルリンという土地柄の違いによるものではないかと思っております。

第二

第三 ハンブルクでの語学研修

9月29日から、Goethe-Institutハンブルク校での語学研修が始まりました。ただし、初日はクラス分けのためのInterviewと学校案内のみで、授業は行われませんでした。

第四 仮滞在許可証の取得

- 1 [REDACTED]に、ハンブルクのHamburg Welcome centerへ行き、滞在許可証の交付申請のための面接の予約を行いました。正式な面接日の予約は10月27日に取れましたが、この日までに必要書類を持参して申請すれば、仮の滞在許可証の交付が受けられる旨の説明を受けました。
- 2 9月30日、必要書類を持参してHamburg Welcome centerへ行き、仮の滞在許可証の交付を申請したところ、書類審査のみで有効期間3か月間の仮の滞在許可証の交付を受けることができました。

第五 研究プログラムの調整

9月初旬にブレーメン州司法省の担当者にメールでご連絡し、以降、ブレーメン州司法省の担当者の方と研究プログラムの詳細について調整を進めております。なお、最初に先方へ送付するメールの内容等については、事前に在独日本大使館の唐澤一等書記官にご相談させていただき、唐澤一等書記官より貴重なご助言をいただきました。

第六 その他

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第3回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
小 暮 紀 幸	仙台地方裁判所 判事補	ドイツ ブレーメン
提 出 書 面		
平成26年11月4日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年10月1日～10月31日）		
同年10月1日	ミュンヘン地方裁判所	訪問
	独日法律家協会総会出席	
同年10月2日	日独の特許訴訟に関する国際シンポジウム参加	
同年10月22日	独日法律家協会	訪問
同年10月23日	ハンブルク高等行政裁判所	訪問
同年10月30日	連邦司法省・法務省共同開催の国際シンポジウム参加	
キーワード欄		
・ 各種イベント参加，現地法律家訪問 ・ 滞在許可関係 ・ 研究プログラムの調整 ・ 調査依頼		

平成26年11月4日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(ドイツ・ブレーメン)

仙台地方裁判所 判事補 小 暮 紀 幸

報告書簡（第3回）

平成26年10月1日～10月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 現地法律家訪問、各種イベント参加

1 ミュンヘン地方裁判所 [] 訪問

鈴木裁判官からお誘いを受け、鈴木裁判官、長谷川裁判官と共にミュンヘン地方裁判所の [] を訪問致しました。 [] には、英語と日本語の解説を交えながら、法廷等を案内していただきました。

2 独日法律家協会総会出席

独日法律家協会の [] にお誘いいただき、ミュンヘンにて行われた独日法律家協会の総会に出席致しました。総会の後には、ミュンヘン市内の日本料理店にて懇親会も開催され、ドイツの弁護士や弁理士の方々と知り合うことができました。

3 日独の特許訴訟に関する国際シンポジウム参加

長島大野常松法律事務所の [] にお誘いいただき、日独の特許訴訟に関する国際シンポジウムに参加致しました。 [] のほか、知的財産高等裁判所の設楽長官や [] 等、特許訴訟を専門的に扱う日独の法律家が両国の特

許訴訟制度や判例等を紹介し、意見交換が行われました。

4 独日法律家協会 [REDACTED] 訪問

長谷川裁判官と共に、独日法律家協会の [REDACTED] の事務所を訪問致しました。 [REDACTED] からは、独日法律家協会の活動のお話から、日本に呼ばれる際によくドイツ料理でもてなしを受けるが本当は日本食のほうが嬉しいといった笑い話まで、色々なお話を伺うことができました。

5 ハンブルク高等行政裁判所 [REDACTED]

訪問

後記の調査のため、 [REDACTED] にご紹介いただき、ハンブルク高等行政裁判所の [REDACTED] を訪問しました。調査に係る行政裁判所法上の各制度について、ハンブルク行政裁判所での運用状況を伺うことができました。

6 連邦司法・消費者保護省、法務省共同開催の国際シンポジウム参加

在独日本大使館の唐澤一等書記官にお誘いいただき、ドイツ連邦司法・消費者保護省と日本法務省が共同開催する国際シンポジウムに参加致しました。連邦司法省と法務省が共同開催するシンポジウムは今回で8回目であり、テーマは「多数被害者の法的救済」でした。午前は消費者である被害者の集団的救済について、午後は消費者である刑事犯罪被害者の救済について、日独の両国の司法制度の紹介と意見交換が行われました。友好的な雰囲気の中で、活発な意見交換が行われる様子を目の当たりにし、司法分野での日本とドイツの良好な関係性を実感するとともに、その関係の維持と発展にわずかでも貢献したいと思いました。

第二 [REDACTED]

[REDACTED]

第三 滞在許可関係

滞在許可のための面接期日にHamburg Welcome centerへ行ったところ、[REDACTED]も仮の滞在許可の有効期限が1か月残っているため、[REDACTED]で滞在許可の取得を行うよう言われました。そのため、[REDACTED]に、改めて滞在許可申請を行います。

第四 ハンブルクでの語学研修

前月に引き続き、Goethe-Institutハンブルク校で語学研修を受けております。同校の授業内容には大変満足しております。

第五 研究プログラムの調整

ブレーメン州司法省の担当者の方と研究スケジュールについて調整を進めております。最初の3か月間は地方裁判所の刑事部で研究をすることが確定しており、その後のスケジュールの詳細については、地方裁判所での研究がスタートした後に引き続き調整していくことになっております。

第六 調査依頼

9月30日に最高裁判所民事局からの調査依頼(国以外の当事者に関する訴訟等への国の関与についての調査)を受け、報告書を作成致しました。今回の調査を通じて、法律関係の文献やウェブサイトを読む機会のほか、現地の法律家と話す機会を得ることができ、ドイツの法律に関する知識や語学力の向上に繋がりました。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第4回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
小 暮 紀・幸	仙台地方裁判所 判事補	ドイツ ブレーメン
提 出 書 面		
平成26年12月4日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年11月1日～11月30日）		
同年11月4日	ベルリン地方裁判所	訪問
同年11月17日		の講演会出席
同年11月20日	Goethe-Institutハンブルク校での語学研修終了	
同年11月22日		
同年11月24日	ブレーメン地方裁判所	訪問
同年11月25日	ブレーメン地方裁判所刑事部での研究開始	
キーワード欄		
・語学研修終了 ・地方裁判所での研究開始		

平成26年12月4日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(ドイツ・ブレーメン)

仙台地方裁判所 判事補 小 暮 紀 幸

報告書簡 (第4回)

平成26年11月1日～11月30日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 現地法律家訪問、各種イベント参加

- 1 ベルリン地方裁判所 [] 訪問
ミュンヘン地方裁判所の [] からベルリン地方裁判所の [] をご紹介いただき、 [] 連邦司法省のシンポジウムで知り合った西村あさひ法律事務所の [] の3人で訪問いたしました。 [] には、裁判所内を案内していただいたほか、他の裁判官の民事事件の法廷傍聴もさせていただきました。なお、 [] は、日本に留学された経歴があり、当日はほぼ全て日本語で案内をしていただきました。

- 2 [] の講演会出席

独日法律家協会 [] にご案内いただき、ハンブルクにて行われた [] の「裁判員制度は日本の刑事裁判を救う最後の希望となるか？」というテーマの講演会に出席いたしました。講演では、裁判員制度導入の経緯、制度内容の紹介から、裁判員裁判における量刑判断、死刑判決にま

で話題が及び、内容自体が興味深いものであるとともに、ドイツ人に対する日本の司法制度の説明例としても大変参考になりました。

第二 ブレーメン地方裁判所 [redacted] 訪問

ブレーメン地方裁判所での研究開始日前日の11月24日、ご挨拶と研究スケジュールに関する打ち合わせを兼ねて、同裁判所の [redacted] を訪問いたしました。ブレーメン州における長期在外研究員の受入れは今回が初めてですが、[redacted] には大変温かく迎えていただきました。研究スケジュールについても、私の希望に沿うよう、3か月間の刑事部での研究に引き続き、1か月間、民事部での研究ができるよう調整してくださることになりました。なお、この訪問の際に、所長より守秘義務に関する説明を受け、宣誓書に署名いたしました。

第三 ブレーメン地方裁判所刑事部での研究開始

11月25日より、ブレーメン地方裁判所第6大刑事部にて研究をしています。具体的な研究状況については次回以降の報告書簡に記載いたしますが、主に同部の [redacted] と傍聴する事件等を相談しながら、同部の事件の他、経済犯罪専門部の事件や区裁判所の事件など、幅広く事件を傍聴させていただいております。

第四 滞在許可関係

[redacted]、滞在許可申請のため同地の外国人局に赴いたところ、まずは現在の仮の滞在許可証の発給場所であるハンブルクから書類を取り寄せ、その後に手続を進める旨言われたため、現在、外国人局からの連絡を待っている状況です。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第5回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
小 暮 紀 幸	仙台地方裁判所 判事補	ドイツ ブレーメン
提 出 書 面		
平成27年1月7日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年12月1日～12月31日）		
同年12月1日～同年12月31日		
ブレーメン地方裁判所刑事部での研究		
同年12月9日, 10日		
在ストラスブール日本国総領事館・欧州人権裁判所訪問		
キーワード欄		
・ブレーメン地裁刑事部での研究 ・在ストラスブール日本国総領事館・欧州人権裁判所 ・滞在許可関係		

平成27年1月7日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(ドイツ・ブレーメン)

仙台地方裁判所 判事補 小 暮 紀 幸

報告書簡 (第5回)

平成26年12月1日～12月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ブレーメン地方裁判所刑事部での研究

- 1 先月に引き続き、ブレーメン地方裁判所第6大刑事部にてドイツの刑事訴訟手続の実情を調査研究しております。研究の方式としては、同部に係属する事件については、全件、公判を傍聴するほか、同部の [] と相談しながら、適宜、他の刑事部に係属する事件の公判も傍聴しております。なお、公判の傍聴にあたっては、基本的に一件記録を読んだ上で傍聴を行っております。傍聴がない日は、 [] や陪席裁判官の方々が各種の雑事件（区裁判所の決定に対する抗告事件や執行猶予取消事件等）の記録を貸してくださるので、記録を検討し、 [] らとの間で、事件で問題となっている点や日独の制度の相違点等について意見交換をしております。
- 2 実際にドイツの刑事訴訟手続に触れると、証拠調べにおいて、直接主義・口頭主義が徹底され、供述証拠については基本的に全ての供述者の証人尋問が行われている点に強い印象を受けました。このような刑事裁判の姿は、直接主義という原点に立ち返ろうとしている我が国の刑事裁判にとって、大変示唆に富

むものであり、例えば多数の被害者がいる事件における各被害者による自身の被害状況に関する証言や、被告人を逮捕した警察官による当時の被告人の言動に関する証言を直接聞き、その事実認定における有用性を実際に肌で感じることは、今後、我が国の刑事裁判における証人尋問の在り方を考えるにあたり、大変貴重な経験になるものと実感しております。

第二 在ストラスブール日本国総領事館・欧州人権裁判所訪問

現在、同総領事館に出向されている新宅孝昭領事に企画していただき、欧州にて在外研究を行っている裁判官及び配偶者から希望者が集まり、欧州人権裁判所にて弁論期日の傍聴を行いました。傍聴の前日には、総領事館にて新宅領事に傍聴予定の事件についてレクチャーをして頂き、そのお陰で、事実経過や事件の争点を把握した上で法廷傍聴をすることができました。また、法廷傍聴の後には、欧州評議会の [REDACTED] から、判決の執行についてのレクチャーをして頂きました。新宅領事とは、以前、同時期に仙台地方裁判所に勤務していたため、 [REDACTED]

第三 滞在許可関係

先月、[REDACTED] 外国人局に赴いた際、ハンプルクから書類を取り寄せた後でなければ手続を進めることができない旨言われておりましたが、仮の滞在許可証の有効期限が迫っていたため、再度、[REDACTED] 外国人局に赴き、窓口でせめて仮の滞在許可の延長だけでも申請できないかと頼んだところ、平成27年4月15日に面接の期日を予約した旨及び仮の滞在許可証の当初の有効期間経過後も面接期日まで効力が有効となる旨が記載された面接予約証明書を交付されました。そのため、現在は面接期日を待っている状況です。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第6回）

氏 名 小 暮 紀 幸	所属庁・官職 仙台地方裁判所 判事補	派遣先 ドイツ ブレーメン
提 出 書 面 平成27年2月9日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年1月1日～1月31日） 同年1月1日～同年1月31日 ブレーメン地方裁判所刑事部での研究 同年1月16日 独日法律家協会新年会に参加		
キーワード欄 ・ブレーメン地裁刑事部での研究 ・独日法律家協会新年会		

平成27年2月9日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(ドイツ・ブレーメン)

仙台地方裁判所 判事補 小 暮 紀 幸

報告書簡(第6回)

平成27年1月1日～1月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ブレーメン地方裁判所刑事部での研究

- 1 先月に引き続き、ブレーメン地方裁判所第6大刑事部にてドイツの刑事訴訟手続の実情を調査研究しております。当月は、公判期日が多く、複数の事件で、第1回公判期日から判決宣告まで通して見ることができました。
- 2 傍聴する事件の数を重ねるほど、ドイツでは被告人が統合失調症や人格障害、薬物依存症、アルコール依存症等の精神障害を負っている事件の割合が多いことに驚かされます。同地裁刑事部の開廷予定一覧表によれば、この種の事件が全体の約半数を占めていました。また、この種の事件の公判では、通常、被告人と関わりのある主治医、保護観察官、看護師等の証人尋問が行われるほか、証拠調べの最後に、鑑定人によって事件当時の被告人の責任能力や被告人の病状に適した治療法等について詳細な鑑定報告がなされ、被告人の病気の治療及びこれを通じた再犯防止に焦点が当てられている点が印象的です。ドイツの刑事裁判でこのような審理が行われる背景には、ドイツに行動制約の程度が異なる各種の治療施設があり、強制入院(刑法63条、64条)や執行猶予判決の際の通院等の指示(同法56条c)といった刑法上の制度においてもこれらの治療施設が活用されてい

ることがあります。また、ある刑事裁判官の話によれば、1980年代初期に、西ドイツで触法精神病患者に対する治療を強化しようという動きがあり、その後、精神鑑定や入所施設での治療が活用されるようになったという意識の変化があったとのこと。触法精神障害者の処遇のあり方については様々な考え方があり、日独の制度を比較してどちらが優れていると一概に言うことはできませんが、被告人の病気の治療や更生の環境について、真剣に悩み考えるドイツの刑事裁判官の姿には、刺激を受けております。

第二 独日法律家協会新年会参加

1月16日、ハンブルクにて開催された独日法律家協会の新年会に参加いたしました。この席上では、同協会の [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、連邦司法省の [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、在独日本国大使館の唐澤一等書記官と再会することができたほか、国際海洋法裁判所の柳井俊二裁判官をはじめ、日独に所縁のある法曹関係者の方々と新たに知り合うことができました。

第三 研究スケジュールの調整

年明けにブレーメン州司法省の受入担当者の方よりご連絡があり、本年7月までの研究スケジュールの大枠の調整を行いました。その際、先方よりご提案いただき、一週間、州司法省で研究を行えることとなりました。先方からのメールの文面も以前より距離感が近いものになっており、秘書課及び個人名でのクリスマスカードの送付が奏功したのではないかと考えております。今後も、研究中にお世話になっている方々との良好な関係を維持に努めたいと思っております。

第四 ドイツにおける司法統計調査

現在、長谷川裁判官と作業を分担しながら、秘書課より依頼を受けましたドイツの司法統計調査を進めております。調査を通じて日独の司法制度の違いを広い視点から理解することができ、また、こちらの裁判官と話をする際の話題としても使えるため（ドイツ人は数字の話をととても好みます。）、この経験が様々な形

で日々の研究生活に役立っております。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
小 暮 紀 幸	仙台地方裁判所 判事補	ドイツ ブレーメン
提 出 書 面		
平成27年3月12日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年2月1日～2月28日）		
同年2月1日～同年2月28日 ブレーメン地方裁判所刑事部での研究		
キーワード欄		
・ブレーメン地裁刑事部での研究 ・法廷通訳 ・裁判所のイベント参加		

平成27年3月12日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(ドイツ・ブレーメン)

仙台地方裁判所 判事補 小 暮 紀 幸

報告書簡(第7回)

平成27年2月1日～2月28日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ブレーメン地方裁判所刑事部での研究

- 1 先月に引き続き、ブレーメン地方裁判所刑事部にてドイツの刑事訴訟手続の実情を調査研究いたしました。当月は、受入担当者の[]が3週間の休暇を取られていたため、主に第5大刑事部の[]の事件を見せていただきました。また、地裁刑事部の公判予定表の中に、連邦裁判所によって原審の地裁判決が破棄され、差戻しとなった殺人被告事件や、犯人性が争われた強盗等被告事件といった興味深い事件があったため、担当部の裁判長に頼み、公判を傍聴させていただきました。

2 ドイツの刑事裁判における法廷通訳

移民、難民の受け入れに比較的寛容なドイツの中でも、ブレーメン州は特に積極的に移民、難民を受け入れる政策を採っているため、全住民のうちドイツ以外の国の背景を持つ住民の割合が3割弱に上ります。このようなブレーメン州の特徴は、司法の分野にも影響を与えており、州統計局の資料によれば、一昨年の7月から昨年の7月にかけて地方裁判所及び区裁判所で終局判決を受けた人員のうち、2割弱がドイツ国籍を持たない狭義の「外国人」でした。そのため、被告人

や証人の中にも母国語による通訳を必要とする者が少なくなく、これまでの研究
中にも度々法廷通訳に接する機会を持ちましたので、ドイツの刑事裁判における
法廷通訳について、若干の感想を述べたいと思います。

まず、通訳人の質については、ドイツには通訳・翻訳人に関する国家レベル及
び州レベルの認定資格制度があるとはいえ、通訳人によって力量にかなりのばら
つきがあり、通訳の正確性については、個々の通訳人の力量に大きく依存してい
るというのが現状であると感じました。ある裁判官の話によれば、

が課題となっていると感じました。

次に、法廷通訳の運用面については、私が見た限り、日本と比較すると、通訳
の正確性に対する配慮が乏しいように感じました。証人尋問以外の場面では同時
通訳が多用されるのですが、訴訟関係人が通訳に配慮してテンポを落として話し
ているようには見えず、通訳人が内容を要約しながら通訳していると思われる場
面がしばしば見られました。また、証人尋問が長時間に及んだ場合でも通訳人の
負担に配慮して休廷をとるという対応はなく、2名の通訳人を適宜交代させるな
どの方策もとられていませんでした。

今後、国際化の進展や移民の増加に伴い、通訳を要する事件の増加が予想され
ることは既に指摘のあるところですが、今回の経験を通じて、改めて通訳人の質
を確保するための方策及び法廷通訳の運用に関するプラクティスの構築・浸透が
重要な課題であると認識いたしました。

第二 その他

[REDACTED]

以上